

第10次厚木市総合計画 基本計画に係る 意見交換会

日時		会場
11月8日(日)	10:30~12:00	荻野運動公園
11月9日(月)	19:00~20:30	南毛利公民館
11月10日(火)	18:00~19:30	相川公民館
11月14日(土)	15:00~16:30	玉川公民館
11月14日(土)	19:00~20:30	睦合西公民館
11月16日(月)	19:30~21:00	小鮎公民館
11月18日(水)	19:00~20:30	市役所第二庁舎16階
11月21日(土)	9:30~11:00	依知北公民館

厚木市 政策部 企画政策課

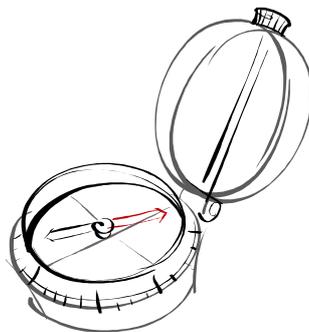
本日のスケジュール

- 1 総合計画について
- 2 第9次総合計画「あつぎ元気プラン」の実施状況
- 3 第10次総合計画第1期基本計画に向けて
- 4 第10次総合計画第1期基本計画素案について
- 5 地区別計画について
- 6 意見交換

総合計画について

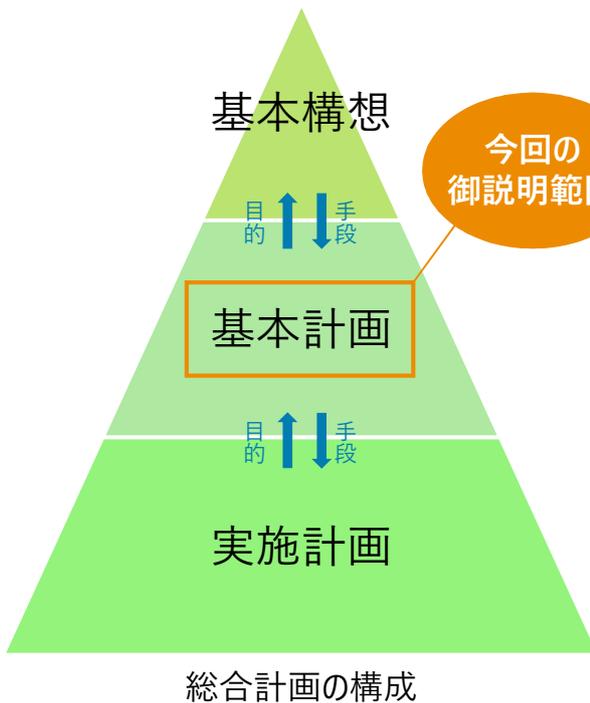
厚木市が目指す将来の姿を掲げ、その実現に向け市が進む方向を示す最上位計画です。

総合計画とは



あつぎ元気プランでは、12年間の計画期間を定めた基本構想を最高指針とし、施策を実施しています。

総合計画の構成と期間



基本構想

本市が目指す将来都市像と、これを実現するためのまちづくりの目標を定めます。
計画期間は12年間（平成21年～令和2年）

基本計画

基本構想で定めたまちづくりの目標に基づき、施策の方針や施策体系を定めます。
計画期間は、基本構想の前半6年間（平成21年～平成26年）を第1期、後半6年（平成27年～令和2年）を第2期とします。

実施計画

基本計画で定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めます。
計画期間は、3年とし、第1期から第4期までとします。

4

第9次総合計画 「あつぎ元気プラン」の 実施状況について

「あつぎ元気プラン」では、五つのまちづくりの目標（基本政策）を設定し、取り組んできました。

「あつぎ元気プラン」の取組

将来都市像

元気あふれる
創造性豊かな
協働・交流都市
あつぎ

まちづくりの目標（基本政策）

安心

支え合い、安心していきいきと暮らせる元気なまち

成長

だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長する元気なまち

共生

みんなで作る、自然環境と共生する元気なまち

快適

にぎわいあふれる、快適で利便性の高い元気なまち

信頼

市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営の元気なまち

6

安心政策

支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり

第1期基本計画の主な取組

- 地域医療体制の充実
 - ・ 地域の中心的役割を担う「新市立病院」を整備
- 大規模災害に備えた取組の推進
 - ・ 荻野運動公園に「大型防災備蓄倉庫」を新設
- 誰もが安心して暮らせるまちを目指した取組の推進
 - ・ 「本厚木駅周辺の治安向上」を図るパトロールの強化など
- 市民協働で取り組む「安心・安全なまちづくり」
 - ・ 「セーフコミュニティ」の推進
- 早期発見・早期治療で市民の健康を守る取組の推進
 - ・ 「がん検診」などの予防医療を拡充
- 安心して子育てできるまちづくり
 - ・ 子ども医療費助成を「中学校卒業まで拡大」
- 自然と触れ合える環境づくり
 - ・ 「あつぎ子どもの森公園」を整備



安心政策

支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり

第2期基本計画の主な取組

■子育て環境日本一への取組の推進

- ・「待機児童ゼロ」を目指し、認可保育所や小規模保育施設の整備を促進
- ・保育士に対する「転入奨励助成金」等による人材確保
- ・療育支援センター「療育支援・児童発達支援」を開設し、日常生活や集団生活への適応を支援

共働き子育てしやすい街
ランキング2019
全国第9位に！
3年連続県内1位！

■誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるまちづくりの推進

- ・県内で初の「高齢者のタクシー利用」への助成による外出支援
- ・「地域包括支援センター」と「障がい者相談支援センター」の機能連携による相談支援体制を強化



■医療・保健体制の充実

- ・保健・医療・福祉の拠点となる「保健福祉センター」を整備
- ・「がん検診」における検査項目充実等による予防医療の拡充
- ・看護職・歯科衛生士等に対する「転入奨励助成金」等による人材確保



8

安心政策

支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり

第2期基本計画の主な取組

■防災・減災対策の推進

- ・「雨水貯留管」（あさひ公園地下）の整備により、局地的集中豪雨等の対応強化
- ・崩落対策工事対象外地域における「急傾斜地安全対策工事」に対する補助を実施
- ・県内初の「市民協働による地区別防災マップ」の作成
- ・県内初の「消防活動用ドローン」を導入
- ・県央地区初の「高度救助隊」を発足



■市民協働による「安心・安全なまちづくり」の推進

- ・「アジア地域セーフコミュニティ会議厚木大会」を開催
- ・通学路における「防犯カメラ」の設置



ドローンのイメージ



小学校のプール
約40杯分の雨水を貯留できる
あさひ公園地下の雨水貯留施設

5

9

安心政策

支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり

第10次総合計画に向けた課題

- 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重しあい、個性や能力を活用、発揮し、行動できるよう取り組む必要があります。
- 地域のつながりが希薄化していることから、地域コミュニティ活動のより一層の充実を図るとともに、海外友好都市との民間主体での交流を促進する必要があります。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の強化を図ることが必要です。また、市民のニーズに対応した質の高い保育サービスの提供ができるよう、保育人材の確保等、保育環境の更なる充実を図る必要があります。
- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉の連携を図り必要なサービスを提供するとともに、高齢者や障がい者が生きがいを感じられるよう社会参加の機会を確保することが必要です。
- 健康な状態を長く継続できるよう、病気の早期発見を進めるとともに、自主的な健康づくり活動を促す必要があります。
- 災害の頻発化や被害規模の拡大を踏まえ、市民の命を守るハード整備を進めるとともに、災害発生時の被害を低減できるよう、自助、共助の取り組みを進める必要があります。
- セーフコミュニティの認証を継続するとともに、市民が安心して生活を送れるよう交通安全や消費生活での安全を確保する取り組みが必要です。

10

成長政策

だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長するまちづくり

第1期基本計画の主な取組

■学習環境の充実

- ・小・中学校教室に「冷暖房設備」を設置
- ・小学校低学年における「35人以下の学級編成」など、「少人数指導」や「教科担任制」を推進



■子どもの安全を守る取組の推進

- ・防犯ブザーの配布等、「児童・生徒の登下校時の安全」を確保

■スポーツに親しむ環境づくり

- ・スポーツ愛好者の拡大や競技力の向上を図る「あつぎスポーツアカデミー」を創設



成長政策

だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長するまちづくり

第2期基本計画の主な取組

■ 学習環境の充実

- ・小・中学校で「トイレの改修」、「ICT化」を推進
- ・「学カステップアップ支援員」による学習の支援や「英語によるコミュニケーション能力」を高める教育の推進
- ・中学校での「少人数指導」の推進
- ・部活動の顧問教員の負担軽減等による「教職員の働き方改革」の推進



■ 地域とともにある学校づくり

- ・「コミュニティスクール」を全市立小・中学校に展開し、学校と地域の協働を促進

■ スポーツに親しみやすい環境づくり

- ・「荻野運動公園スポーツ施設」のリニューアル
- ・「あつぎスポーツアカデミー」事業による、将来のトップアスリートを目指すジュニアの育成や指導者の育成



■ 郷土への愛着と誇りの醸成

- ・「あつぎ郷土博物館」を整備

12

成長政策

だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長するまちづくり

第10次総合計画に向けた課題

- 学力の向上に引き続き取り組むとともに、社会状況の変化に対応できるよう、教育内容や教育環境の充実、整備を進める必要があります。
- 人口減少を見据え、小中学校適正規模等検討委員会を設置し、統廃合も含めた小・中学校の適正規模等について、学習環境や地域コミュニティへの影響を踏まえ検討する必要があります。
- 家庭・学校・地域の協働による家庭教育への支援を推進するとともに、公民館の持つ地域での役割を果たすことができるよう、その機能を強化する必要があります。
- 個人が生涯にわたり学び続けることのできる環境を整備するとともに、学んだ成果を地域に還元する場を設ける必要があります。また、文化芸術活動への参加や文化財の次世代への継承につながるよう、市民が文化芸術や文化財に触れ、親しめる機会を提供し、市民の関心を高める必要があります。
- 誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツへの参加機会の充実を図る必要があります。また、競技力向上のために、スポーツ指導者の育成を進める必要があります。

共生政策

みんなで作る、自然環境と共生するまちづくり

第1期基本計画の主な取組

- 地球環境に配慮した取組の推進
 - ・「再生可能エネルギー導入」の促進
- 低炭素社会の実現に向けた取組の推進
 - ・家庭用蓄電池など「スマートエネルギー設備導入」の促進
- 循環型社会の実現に向けた取組の推進
 - ・資源の有効活用による「ごみの減量化・資源化」を推進
- 豊かな自然の恵みを次世代に残すための取組の推進
 - ・里地里山保全等促進条例の制定による、「生物の多様性」や「里地里山」の保全促進
- 安心して川に親しめる環境づくり
 - ・相模川ローズガーデンなど「水辺の親水空間」の整備



14

共生政策

みんなで作る、自然環境と共生するまちづくり

第2期基本計画の主な取組

- 地球環境に配慮した取組の推進
 - ・モデル地区での戸別収集の推進等による「ごみの減量化・資源化」を推進
- 低炭素社会の実現に向けた取組の推進
 - ・県内初の「全て」の「公園灯のLED化」の実現
- 安心して川に親しめる環境づくり
 - ・準用河川恩曾川において、自然石や水生植物の浄化機能を利用した多自然河床を整備
- 鳥獣害被害の減少に向けた取組の推進
 - ・防護電気柵や防護柵、防護網の設置による「鳥獣害」の軽減、有害鳥獣防除団体の「活性化」を支援
- 新たなビジネスモデルの創出と耕作放棄地の再生に対する取組
 - ・ソーラーシェアリングの設置者に対する費用の補助等により「再生可能エネルギー導入」を推進



共生政策

みんなで作る、自然環境と共生するまちづくり

第10次総合計画に向けた課題

- 市民、事業者、行政が連携し、環境意識の高揚や温暖化対策を進めるとともに、気候変動に適応するための取組を進める必要があります。
- 循環型社会の形成に向け、更なるごみの減量、再資源化を進める必要があります。
- 多様な主体との連携による保全活動の充実や里地里山保全の新たな担い手の確保を進めるとともに、森林の適正管理に向けた取組を進める必要があります。
- 生活に関連する環境の美化について、啓発を推進するとともに、河川との触れ合いの場、機会の拡充、適正な河川環境の維持に向けた取組を進める必要があります。

16

快適政策

にぎわいあふれる、快適で利便性の高いまちづくり

第1期基本計画の主な取組

- 中心市街地のにぎわい拠点の整備
 - ・官民複合施設「アミューあつぎ」を整備
- まちのにぎわいの創出
 - ・「B-1グランプリinあつぎ」や「あつぎ国際大道芸」を開催
- ロボット産業の推進
 - ・「さがみロボット産業特区」を活用し、産学公連携及び企業間連携を推進
- 都市基盤整備の推進
 - ・森の里東土地区画整理事業等による「企業誘致」の促進
- 都市農業の振興
 - ・「都市農業支援センター」を開設し、新たな担い手の育成



快適政策

にぎわいあふれる、快適で利便性の高いまちづくり

第2期基本計画の主な取組

■本厚木駅南口の魅力向上

- ・交通結節点の機能強化等を図るため、「駅広場や再開発ビル」の整備を推進（2020年度整備完了予定）

■中心市街地のにぎわいづくり

- ・中町2-2地区において、中心市街地の中核拠点となる、図書館、（仮称）未来館、市庁舎などで構成する「複合施設」の整備を推進（2025年工事完了目標）

■都市基盤整備の推進

- ・「企業誘致」を促進するため、森の里東地区、酒井地区等における土地区画整理事業を推進
※森の里東（A工区：操業開始、B工区：整備完了、C工区：2023年度整備完了予定）、酒井地区（2024年度整備完了予定）

■新たな交通利便性の更なる向上

- ・圏央道の有効活用や物流の効率化による地域経済の活性化を図るため、「厚木PAスマートインターチェンジ」を整備



本厚木駅南口イメージ



18

快適政策

にぎわいあふれる、快適で利便性の高いまちづくり

第2期基本計画の主な取組

■観光振興の推進

- ・観光関連事業者等を対象としたスキルアップ研修や外国語による案内表示の設置など、訪日外国人も含めた受入環境を充実

■地域の公共交通の充実による交通利便性の向上

- ・タクシー事業者が購入するユニバーサルデザインタクシーの費用の補助等による「地域公共交通」の充実、利便性の向上

■快適な生活環境の実現

- ・地域住民の生活に影響を及ぼす「空き家」の解消に向けた補助を実施



10

19

快適政策

にぎわいあふれる、快適で利便性の高いまちづくり

第10次総合計画に向けた課題

- 人口減少や超高齢社会の進展、道路・交通や社会経済状況等の変化を見据え、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基本としたまちづくりを進める必要があります。また、住宅の老朽化等により生活環境に影響を及ぼしている空き家の予防・解消・活用を促進する必要があります。
- 産業拠点の整備を進めるとともに、交通利便性の向上など本市の優位性をいかした企業誘致を進める必要があります。また、経営者の高齢化や後継者不足に伴う経営の不安定化を防止するため、円滑な事業承継についての取組が求められています。
- 既存の観光資源に加え、新たな観光資源の創出を図るため、旅行者のニーズを捉えた効果的な情報発信を進める必要があります。また、農地や山林の多面的な機能を維持・発揮するため、農林業の担い手の確保、経営の安定化に向けた支援が必要です。
- 中町第2-2地区周辺整備による人の流れの変化を想定し、中心市街地のにぎわい創出に取り組むとともに、駅周辺の交通結節機能の向上を図る必要があります。
- 広域的・地域的交通の役割を担う道路の整備促進に向け引き続き取り組むとともに、広域幹線道路ネットワークを含めた将来的な道路整備を見据えた道路整備、道路の安全性を確保するための維持管理を計画的に行う必要があります。また、市内交通の利便性の向上を図る必要があります。
- 就業環境の悪化が想定されることから、就労に結び付く支援を引き続き進めるとともに、一人一人のニーズに合わせた働きやすい環境づくりを進める必要があります。

20

信頼政策

市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営のまちづくり

第1期基本計画の主な取組

- 歳入確保の強化・歳出の削減
 - ・税などの「収納対策の強化」の推進
 - ・「広告事業」などによる自主財源の確保
 - ・「施設の維持管理費や委託料などの見直し」などによる歳出の削減
- 市民参加・協働のまちづくりを推進
 - ・市民協働推進条例の制定等により、市民等と行政が協働して地域課題解決に向けた取組を推進
- シティセールスを推進し、厚木の名を全国に発信
 - ・「あゆコロちゃん」や「OECフード」などでまちの魅力を市内外にアピール
- 「行財政改革」と「市民参加・市民協働のまちづくり」の推進
 - ・「経営革新度日本一」の評価



経営革新度調査
全国第1位！

信頼政策

市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営のまちづくり

第2期基本計画の主な取組

■オリンピック・パラリンピックレガシーの創出

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるニュージーランドのホストタウンとして、「歴史・文化」「農業・食文化」「スポーツ」「キャンプ」「教育」の五つの交流計画を中心とした幅広い交流を推進



■市民サービスの向上

- ・誰もが利用しやすく、生活に役立つシステムとして「マイタウンクラブ」をリニューアル



■地方創生の取組の推進

- ・「親元近居・同居住宅取得」を支援し、若年世代の転入を促進

■情報発信の充実

- ・本厚木駅北口に「デジタルサイネージ」を設置し、情報発信を強化

■行政改革の推進

- ・「電子ペーパー端末」を導入し、事務の効率化、ペーパーレス化を推進

コロナ禍での借りて住みたい街ランキング（首都圏版）1位！

22

信頼政策

市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営のまちづくり

第10次総合計画に向けた課題

■必要な情報を分かりやすく、利用しやすい方法で提供するとともに、市民の皆様の意見を市政に反映するため、積極的な情報公開を進め、行政の透明性や信頼性を更に高める必要があります。

■市民の皆様のニーズを市政に反映できるよう、市政への市民参加の機会の充実を図る必要があります。また、これまで培った市民との協働によるまちづくりを更に推進する必要があります。

■持続可能な経営基盤を確立するため、財政の健全性の維持や事務の効率化及び生産性の向上に引き続き努める必要があります。また、老朽化した公共施設への対応が本格化することから、公共施設の複合化、長寿命化に一層取り組む必要があります。

■新型コロナウイルス等の影響を踏まえた都市間の新たな交流を進めるとともに、市民や事業者による友好都市との連携・交流の活性化が必要です。

■「住みたい・働きたい・訪れたい」と思える魅力あるまちにするため、市民の皆様への愛着を更に高め、本市の特徴をいかしたまちづくりを進めるとともに、効果的に情報発信を進める必要があります。

あつぎ元気プランの進捗状況

- 第2期基本計画の
実施計画事業数 **583事業**
- 第2期基本計画6年間のうち
平成27年度から令和元年度までの
目標値に対する平均達成率 **89.8%**

24

第10次総合計画
第1期基本計画
に向けて

第10次総合計画の策定

策定の趣旨

- 平成21年（2009年）に策定した、「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市あつぎ」を将来都市像とする**第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」**に基づき、まちづくりを推進
 - ✓ 市民協働のまちづくり（セーフコミュニティの認証取得、自治基本条例の制定、市民ふれあい都市宣言など）
 - ✓ 森の里東地区や酒井地区の新たな産業拠点の創出、本厚木駅南口地区や中町第2-2地区を始めとした中心市街地の施設整備など
- 一方で、**少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、新たな感染症の脅威**とそれを契機とした新しい生活様式への移行など、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化

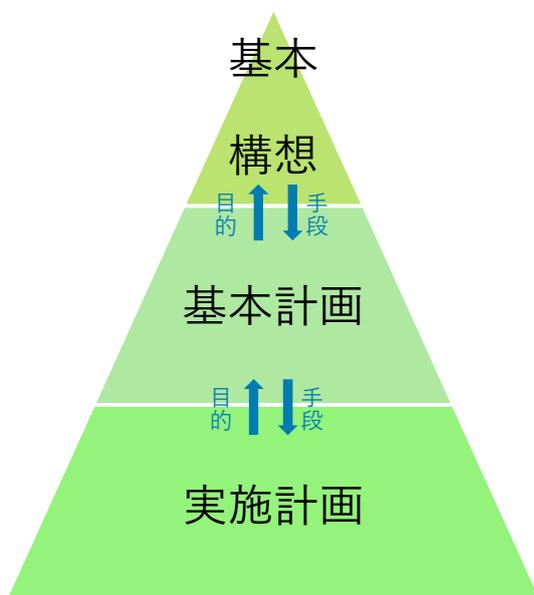
- 市民・事業者・行政が一体となって活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、新たなまちづくりの方向性を定めた**第10次厚木市総合計画**を策定

26

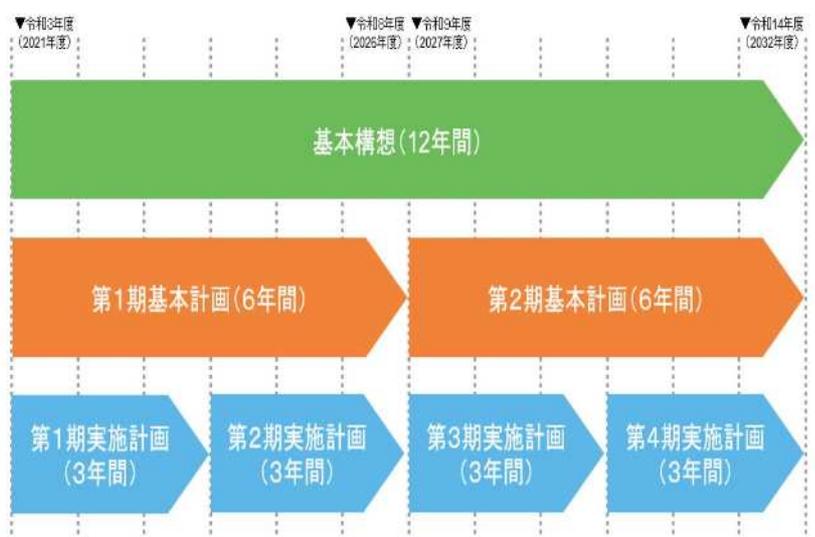
第10次総合計画はこれまでと同様、12年間の計画期間を定めた基本構想を最高指針に定め、展開します。

総合計画の構成と期間

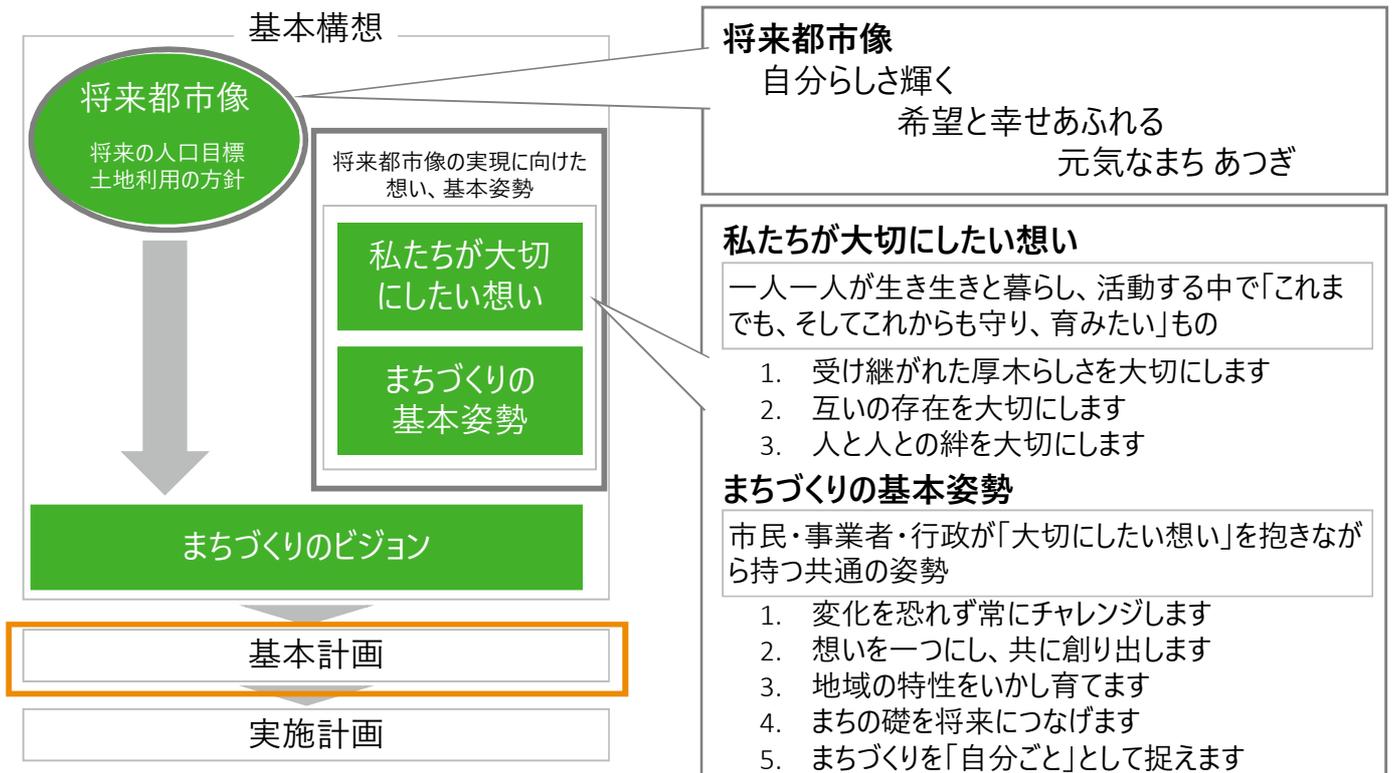
総合計画の構成



総合計画の期間



基本計画は、基本構想で定めるまちづくりのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定めます。



28

市民・事業者・行政は協働して、このビジョンに沿って行動し、行政はその実現のために施策を展開します。

まちづくりのビジョン



第10次総合計画 第1期基本計画 素案について

第1期基本計画の体系

6つのビジョン、27の基本施策、84の単位施策で取り組みます。

特長 都市像	まちづくりのビジョン (基本取組)	基本施策(27)	施策の方向(84)									
自分らしさを 輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ	1 命、財産を守り 放くまち	1 災害に強いまちの実現	① 災害に強い社会基盤の整備	② 災害対応力の強化	③ 地域防災組織の強化							
		2 消防力の充実・強化	① 消防体制の充実	② 救急体制の充実	③ 火災予防対策の推進							
		3 セーフコミュニティの推進	① セーフコミュニティの取組の推進	② 交通安全対策の強化	③ 防犯に対する取組の推進							
	2 支え合い、生き 生きと暮らせる まち	1 地域包括ケア社会の実現	① 地域福祉活動の推進	② 就労・生きがいづくりの推進	③ 福祉サービス提供体制の充実	④ 高齢者福祉サービスの充実	⑤ 障がい者福祉サービスの充実	⑥ 包括的な支援体制の充実				
		2 子育て環境の充実	① 子育てサービスの充実	② 保育・幼児教育等の提供体制の充実	③ 親と子の健康づくりの推進							
		3 健康寿命延伸の推進	① 地域医療体制の充実	② 心と体の健康づくりの推進	③ 介護予防と認知症に対する取組の推進							
		4 多様性の尊重と平和都市の推進	① 多様性に対する理解の促進	② 多文化共生の推進	③ 相談・支援体制の充実	④ 平和都市の推進						
	3 夢や希望を 持ち、自己実現が できるまち	1 学校教育の充実	① 自立につながる生きる力の育成	② 子どもたちを育てる支援体制の充実	③ 安全な教育環境の整備	④ 安心して共に学べる教育の推進						
		2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進	① 地域主体で取り組む社会教育の振興	② 家庭・地域・学校の協働の推進	③ 生涯学習活動の推進	④ 青少年の健全育成に向けた取組の推進						
		3 文化芸術の振興	① 文化芸術活動の推進	② 郷土文化の継承と発展								
		4 生涯スポーツの振興	① 生涯スポーツ活動の推進	② 競技スポーツ活動の推進	③ スポーツ施設の整備・充実							
	4 人が集い、交流し、 新たな価値を 生むまち	1 魅力ある中心市街地の形成	① 中心市街地の都市機能の向上	② にぎわい創出に向けた取組の推進								
2 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現		① 地域に合った計画的な土地利用の推進	② 景観形成の推進	③ 新たな産業拠点の創出								
3 産業・商業の振興		① 商業の活性化に向けた取組の推進	② 創業支援と中小企業支援の充実	③ 企業誘致の促進	④ 先端技術産業の推進							
4 安心して働くことができるまちの実現		① 勤労者支援の充実	② 勤労者の福利厚生支援									
5 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進		① コンパクトなまちづくりの推進	② 市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進	③ 移動しやすい公共交通環境の整備	④ 安全で快適な住環境の整備							
6 観光の振興		① 広域観光の推進	② 観光資源の磨き上げの推進	③ 情報発信の充実								
7 シティプロモーションと定住促進		① シティプロモーションの推進	② 定住促進に向けた取組の推進									
8 農業・林業・水産業の振興		① 農地有効利用の推進	② 地産地消の推進	③ 6次産業化の推進	④ 鳥獣被害対策の強化	⑤ 林業への支援	⑥ 水産業の活性化					
5 環境に優しく、 自然と共生する まち	1 地球温暖化対策の推進	① 環境教育の普及と環境問題に対する意識啓発	② 再生可能エネルギーの導入推進	③ 温室効果ガスの排出抑制								
	2 未来へつなげる循環型都市の実現	① 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化	② 事業系ごみの更なる減量化・資源化	③ 安定的なごみ処理体制の確立								
	3 自然との共生の推進	① 多様な自然環境・生物多様性の保全と活用	② 森林再生の推進									
	4 緑豊かで美しいまちの実現	① 緑豊かな公園緑地の整備	② 環境美化の推進									
	5 河川と共生するまちの実現	① 良好な河川環境の保全	② 親しみやすい河川環境の整備									
6 市民と共に 豊かな成長を 創り出す まち	1 市民参加・市民協働の推進	① 市民協働の推進	② 地域コミュニティ活動の充実	③ 情報発信力の強化								
	2 行政改革の推進	① 行政改革の推進	② 健全な財政運営	③ 公共施設最適化の推進								
	3 都市間連携の推進	① 広域連携の推進	② 他都市との交流促進									

第1期基本計画では、次の三つを重点項目に位置付け、分野横断的に取り組めます。

第1期基本計画における三つの重点項目

- ①ハード、ソフト両面から防災・減災のまちづくりを推進し、**安心・安全に暮らせるまち**を目指します
- ②中心市街地の都市機能や産業拠点などの都市基盤を整えるとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進し、**誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け・働き続けることができるまち**を目指します
- ③新たな働き方や生産性向上の実現、社会を支える人づくりなどを支援し、「新たな日常」の実現を目指すとともに、社会のデジタル化への対応や次世代型行政サービスを推進し、**一層便利で豊かな生活を実現できるまち**を目指します

32

まちづくりのビジョン 1 「命、財産を守り抜くまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向		
1 命、財産を守り抜くまち	1 災害に強いまちの実現	① 災害に強い社会基盤の整備	② 災害対応力の強化	③ 地域防災組織の強化
	2 消防力の充実・強化	① 消防体制の充実	② 救急体制の充実	③ 火災予防対策の推進

災害に強いまちの実現

目指す姿

- ・災害に備えたハード整備など、防災・減災対策が進んでいます。
- ・防災・減災への意識が高まり、一人一人が日頃から災害への備えを行っています。
- ・災害発生時には、市民・事業者・行政が一体となって、自助・共助・公助で連携できる体制づくりが更に進んでいます。

施策の方向

- 1 災害に強い社会基盤の整備**
急傾斜地の土砂崩れ対策、河川や下水道の浸水対策等により、地震、風水害時のリスク軽減に向けた取組を行います。
また、耐震化促進の普及啓発を進め、必要な水準を満たさない建物の耐震化を支援するとともに災害発生時に備え、避難所運営について検討・準備します。
- 2 災害対応力の強化**
「自分の命は自分で守る」という防災意識を啓発するため、地区別防災マップやオールハザードマップの活用を図り、指定避難所等を周知します。
また、市立病院との連携により、災害時に継続して医療を提供できるよう医療体制の確保に努めます。
- 3 地域防災組織の強化**
自主防災組織の支援や避難所運営に対する支援等を通じて、地域における防災対応力を強化します。

消防力の充実・強化

目指す姿

- ・複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応した消防体制が充実しています。
- ・市民の応急処置への対応力向上と医療機関との連携の強化により、救急体制が充実し、救命率の向上が図られています。
- ・防火意識が高まり防火対策が推進されています。

施策の方向

- 1 消防体制の充実**
消防拠点施設や消防資器材等の整備を始め、消防団との連携や広域消防体制を推進し、消防力の強化を図ります。
- 2 救急体制の充実**
市民協働による応急救護体制を強化するため、幅広く救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、医療機関との連携を更に強化し、救命率の向上を図ります。
- 3 火災予防対策の推進**
地域や事業所への防火意識の普及啓発を推進するとともに、立入検査等を強化し、地域ぐるみで火災予防対策に取り組めます。

まちづくりのビジョン 1 「命、財産を守り抜くまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向		
1 命、財産を守り抜くまち	3 セーフコミュニティの推進	① セーフコミュニティの取組の推進	② 交通安全対策の強化	③ 防犯に対する取組の推進

セーフコミュニティの推進

目指す姿

「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できる」というセーフコミュニティの観点から、地域との協働により、誰もがいつまでも安心・安全で健康に暮らせるまちが実現されています。

施策の方向

1 セーフコミュニティの取組の推進

「事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できる」というセーフコミュニティの理念のもと、市民や関係団体、行政等、安全の向上を担う様々な組織が連携・協働し、事故やけが等のデータの収集と科学的な分析を行い、根拠に基づいた対策を実施します。

また、対策の効果の検証や改善を図り、長期的かつ持続的な取組を展開し、世界に誇れる誰もが健康で安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

2 交通安全対策の強化

地域と行政等の協働による市内の主要道路における交通指導や駅周辺等でのパトロールを実施します。また、放置自転車の指導・整理や自転車等駐車場の拡充などにより通行の安全の確保を図ります。

3 防犯に対する取組の推進

市民協働による防犯活動の充実を図ります。また、特殊詐欺の情報の周知などに取り組むとともに、警察と連携して特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

さらに、消費者トラブルの早期解決を図るとともに、悪質商法等に関する効果的な啓発活動の展開を図り、消費者被害の未然防止に努めます。

34

まちづくりのビジョン 2 「支え合い、生き生きと暮らせるまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向		
2 支え合い、生き生きと暮らせるまち	1 地域包括ケア社会の実現	① 地域福祉活動の推進	② 就労・生きがいづくりの推進	③ 福祉サービス提供体制の充実
		④ 高齢者福祉サービスの充実	⑤ 障がい者福祉サービスの充実	⑥ 包括的な支援体制の充実

地域包括ケア社会の実現

目指す姿

誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会が実現されています。

施策の方向

1 地域福祉活動の推進

地域において、日頃から適度な距離感を持った、住民同士のゆるやかな見守り活動を通じて、困ったときに助け合える、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進めます。

2 就労・生きがいづくりの推進

高齢者の外出を促進するとともに、地域における交流の場を整備し、社会参加の機会の拡大を通じて、いつまでも生きがいを持てるよう支援します。

また、高齢者が培った豊かな知見や経験を活かせる場づくりを支援し、高齢者の就労機会の確保を図ります。

3 福祉サービス提供体制の充実

要介護者などが、自宅で日常生活を維持するために、身体状況等にに応じて作成された介護支援計画（ケアプラン）に基づき、必要なサービスが受けられるよう、サービス必要量の確保に努めます。

また、在宅サービスの要望を基本とした上で必要に応じた施設整備を行います。

4 高齢者福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう可能な限り自立した生活を送ることができるため、在宅支援サービスを提供します。また、高齢者の外出機会を拡大するため、バス交通費に対する一部助成を行うなど、高齢者福祉サービスを提供します。

5 障がい者福祉サービスの充実

障がいに対する理解を深める機会を提供し、啓発を進めます。また、福祉施設や医療機関等との連携等により、障がいの特性に応じた必要なサービスの提供の充実を図るとともに、地域や社会活動への参加を促進し、生きがいを持った自分らしい生活を支援します。

6 包括的な支援体制の充実

地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握するとともに、関係機関等と連携するなど、分野横断的な相談体制の充実を図ります。

まちづくりのビジョン 2 「支え合い、生き生きと暮らせるまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向
2 支え合い、生き生きと暮らせるまち	2 子育て環境の充実	① 子育てサービスの充実 ② 保育・幼児教育等の提供体制の充実 ③ 親と子の健康づくりの推進

子育て環境の充実

目指す姿

<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境が整っています。 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制が整い、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる社会が実現されています。 子どもたちの育つ力を応援するため、保育・教育ニーズに対応したサービスが提供されています。 保健・医療支援が充実し、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

施策の方向

<p>1 子育てサービスの充実 ライフスタイルの変化等による保育ニーズの多様化に対応した質の高いサービスを提供するとともに、家庭や子どもの状況に合わせ、適切な支援を実施します。また、地域における子育て支援体制の充実を図り、地域力を活用した子育て支援を促進します。</p> <p>2 保育・幼児教育等の提供体制の充実 保育所の機能充実や、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校との連携により保育・教育内容の充実を進めるとともに、担い手となる教育・保育従事者の確保を図ります。</p> <p>3 親と子の健康づくりの推進 子どものライフステージに応じて、保健、福祉などの分野が連携した、総合的な健康づくりに取り組みます。また、保護者の育児に関する悩みや不安の軽減を図るとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供します。また、療育を必要とする子どもとその保護者に対する療育支援を推進します。</p>

36

まちづくりのビジョン 2 「支え合い、生き生きと暮らせるまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向
2 支え合い、生き生きと暮らせるまち	3 健康寿命延伸の推進	① 地域医療体制の充実 ② 心と体の健康づくりの推進 ③ 介護予防と認知症に対する取組の推進

健康寿命延伸の推進

目指す姿

<ul style="list-style-type: none"> 地域医療の提供体制が整い、安心して医療機関を受診できる体制づくりが進んでいます。 予防的観点から、ライフステージに応じた健康づくりの取組が進み、健康寿命が延伸されています。 介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸されるとともに、認知症に対する理解が浸透し、高齢者やその家族を支える体制が整っています。

施策の方向

<p>1 地域医療体制の充実 医療需要の増大に対応するため、保健師や看護師等の医療人材の確保、定着を図り、医療体制を強化します。また、休日・夜間における救急医療体制の確保、健康相談や医療機関情報の提供の充実を図るとともに、市立病院と地域の医療機関等との連携を図ります。</p> <p>2 心と体の健康づくりの推進 健康診査の周知や積極的な受診勧奨により健康診査の受診率の向上と、健診結果で異常のある受診者への医療機関受診を促します。 また、健康管理に関する情報提供などにより健康課題に関する認知度、意識の向上を図り、生活習慣病の発症・重症化の予防を推進するとともに、予防接種の実施により、高齢者の感染症予防を推進します。 がん検診や歯科健診などの各種保健事業を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、生涯にわたり健康に過ごせるよう、運動等の身体を動かす機会の提供や心や体の健康相談の充実に取り組みます。</p>	<p>3 介護予防と認知症に対する取組の推進 要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応した介護サービスの提供を行うとともに、認知症初期集中支援チーム等により、医療や福祉サービスと連携した認知症に対する総合的な支援を行います。 また、要介護状態等になることを予防するため、介護予防ケアマネジメントを実施します。</p>
---	--

まちづくりのビジョン2 「支え合い、生き生きと暮らせるまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向			
2 支え合い、生き生きと暮らせるまち	4 多様性の尊重と平和都市の推進	① 多様性に対する理解の促進	② 多文化共生の推進	③ 相談・支援体制の充実	④ 平和都市の推進

多様性の尊重と平和都市の推進

目指す姿

- ・年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、一人一人が互いの存在を尊重できるまちが実現されています。
- ・虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、成年後見などについての相談・支援体制が充実しています。
- ・戦争の悲惨さと平和の尊さについて理解が深められています。

施策の方向

1 多様性に対する理解の促進

人権について正しく理解し、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し行動できるよう、市民、地域、学校、事業者等と協働・連携しながら、ライフステージに合わせた人権教育・啓発を推進します。

2 多文化共生の推進

国籍に関係なく、地域の構成員として共に生活できるよう、必要な情報を提供し日常生活を支援するとともに、関係機関との連携、海外友好都市等との交流を進め、国際理解や多様な価値観への理解を促進します。

3 相談・支援体制の充実

人権侵害やその脅威・不安等について、身近に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに相談体制の充実に努めます。

また、複雑・多様化する人権問題に総合的かつ迅速に対応できるよう、国、県等の関係機関・相談支援機関や各種団体との連携強化を図ります。

4 平和都市の推進

「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言あつぎ」を広く市民に周知するとともに、戦争を知らない世代が、興味・関心を持てる方法で、平和への理解を促進します。

38

まちづくりのビジョン3 「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向			
3 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち	1 学校教育の充実	① 自立につながる生きる力の育成	② 子どもたちを育てる支援体制の充実	③ 安全な教育環境の整備	④ 安心して共に学べる教育の推進

学校教育の充実

目指す姿

子ども一人一人がのびのびと学び、自分の進みたい道を選択するために必要な学力、心身を育むことができる教育環境が整備されています。

施策の方向

1 自立につながる生きる力の育成

本市独自の特色ある学校づくりや教育課程の編成を進めるとともに、個に応じたきめ細かな指導を充実させることにより、基礎的な知識・技能や学ぶ意欲の向上を図ります。

2 子どもたちを育てる支援体制の充実

子ども一人一人の課題や教育的ニーズに応じた指導・支援の実践を行うため、教職員の資質・能力を向上させることにより、質の高い教育環境の充実に努めます。

3 安全な教育環境の整備

適切で計画的な学校施設の維持管理と予防保全等を実施することにより、子どもたちが安心して安全に学校生活を送ることができる快適な教育環境を確保するとともに、市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る検討を推進します。

4 安心して共に学べる教育の推進

学校生活を進める上で支援を必要とする子どもや、増加する外国につながる子ども、学校に行きづらさを感じている子どもなどへの支援を推進します。
また、子どもや保護者が学校生活に関する不安・悩みについて安心して相談でき、支援を受けられる体制を構築します。

まちづくりのビジョン3 「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向			
3 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち	2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進	① 地域主体で取り組む社会教育の振興	② 家庭・地域・学校の協働の推進	③ 生涯学習活動の推進	④ 青少年の健全育成に向けた取組の推進

— 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進 —

目指す姿

- ・地域の実情に応じた学習機会の創出や地域の人材を活用した学習支援づくりが進んでいます。
- ・家庭、地域、学校が連携し、家庭教育の充実が図られています。
- ・生涯にわたって多様な学習機会が提供され、学びや交流、つながりの拠点が整備されています。
- ・地域における子どもたちの健全育成に対する取組が進んでいます。

施策の方向

1 地域主体で取り組む社会教育の振興

公民館における各種学級・講座、事業の充実や必要な機能、施設の整備により、公民館の地域コミュニティ活動や地域教育の拠点性の向上を図ります。

2 家庭・地域・学校の協働の推進

家庭・地域・学校がそれぞれの役割をいかし、相互に補完し、協力しながら、家庭の教育力向上などに向けた取組の充実を図るとともに、家庭教育の大切さについて理解が深まるよう啓発を行います。

3 生涯学習活動の推進

年代に応じた様々な学習機会の提供、読書環境の充実、誰もが生涯学習活動に参加しやすい環境の整備、地域人材の積極的な活用と指導者やボランティアの育成等により、生涯にわたり学ぶことのできる環境づくりを推進します。

4 青少年の健全育成に向けた取組の推進

青少年の主体性や社会性を育む多様な学習、活動、体験の機会及び場の提供や指導者、関係団体の支援に取り組みます。また、青少年の悩みや薬物・非行問題、有害環境などに対応するため、各関係機関・団体との連携を強化します。

40

まちづくりのビジョン3 「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)	基本施策	施策の方向		
3 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち	3 文化芸術の振興	① 文化芸術活動の推進	② 郷土文化の継承と発展	
	4 生涯スポーツの振興	① 生涯スポーツ活動の推進	② 競技スポーツ活動の推進	③ スポーツ施設の整備・充実

文化芸術の振興

目指す姿

- ・身近に本市の歴史や文化芸術に触れる機会が提供されています。
- ・本市の伝統文化・芸能や文化財が、次の世代へ保存・継承されています。

施策の方向

1 文化芸術活動の推進

様々な世代の多様なニーズをとらえた文化芸術事業を企画、実施し、文化芸術の振興に向けた環境づくりに取り組みます。

2 郷土文化の継承と発展

市民と協働し、伝統文化・芸能や文化財を保護するとともに、それらを活用した事業の充実を図り、厚木の郷土文化に関する市民の理解を深め、継承及び後継者の育成につなげます。

生涯スポーツの振興

目指す姿

- ・生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツを通じて相互理解を深めることのできる環境が整備されています。

施策の方向

1 生涯スポーツ活動の推進

生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、興味・関心、目的に応じてスポーツに親しむことができるよう、様々なスポーツ活動の機会の提供を図ります。

2 競技スポーツ活動の推進

子どもたちの育成や競技団体の競技力の底上げを図るため、あつぎスポーツアカデミーを推進するとともに、スポーツ活動を支える団体や指導者、スポーツボランティアなどの育成・活用などを進めます。

3 スポーツ施設の整備・充実

身近な場所で、いつでも気軽にスポーツができるよう、既存スポーツ施設の整備・充実、学校体育施設の開放など、多様なスポーツ活動の場を提供するとともに、公共スポーツ施設の特性に応じた効果的で効率的な施設運営に努めます。

41

まちづくりのビジョン4 「人が集い、交流し、新たな価値を生むまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向		
4	人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	1 魅力ある中心市街地の形成	① 中心市街地の都市機能の向上	② にぎわい創出に向けた取組の推進	
		2 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	① 地域に合った計画的な土地利用の推進	② 景観形成の推進	③ 新たな産業拠点の創出

魅力ある中心市街地の形成

目指す姿

市街地の再整備により、都市機能や交通利便性が向上し、魅力にあふれた街並みが形成され、誰もが訪れてみたい、歩いて楽しいまちが実現されています。

施策の方向

1 中心市街地の都市機能の向上

市街地再開発事業などにより、商業・業務などの都市機能の集積や交通結節点としての機能強化を図ります。また、快適な歩行空間の整備やバリアフリーを推進し、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

2 にぎわい創出に向けた取組の推進

商店街などの商業の魅力を高め、人のにぎわう市街地となるよう、空き店舗対策やイベント開催の支援を行います。

地域の個性をいかした魅力あるまちの実現

目指す姿

・交通利便性の高い新たな産業拠点が整備されることにより、雇用が拡大し、経済・産業が活性化したまちが実現されています。
・自然景観が保全、継承されるとともに、都市機能と生活機能の両立が図られた地域特性をいかした魅力あるまちが実現されています。

施策の方向

1 地域に合った計画的な土地利用の推進

都市計画に基づき、自然と都市が共存するために、各地域の特徴を生かした土地利用を進めます。また、人口減少と高齢化に対応したコンパクトなまちとなるよう、都市機能や居住を緩やかに誘導します。

2 景観形成の推進

自然と都市が融合する厚木の景観の形成を行うとともに、景観の魅力をアピールします。

3 新たな産業拠点の創出

森の里東地区、酒井地区、山際地区及び山際北部地区において、本市の交通アクセスの利便性を活用した魅力ある拠点の整備を進めます。

42

まちづくりのビジョン4 「人が集い、交流し、新たな価値を生むまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向			
4	人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	3 産業・商業の振興	① 商業の活性化に向けた取組の推進	② 創業支援と中小企業支援の充実	③ 企業誘致の促進	④ 先端技術産業の推進
		4 安心して働くことができるまちの実現	① 勤労者支援の充実	② 勤労者の福利厚生支援		

産業・商業の振興

目指す姿

・市内外からの買い物客に親しまれ、活気ある商店街が広がっています。
・創業支援と中小企業支援が充実し、多様な人材が活躍できるまちが実現されています。
・産業が集積し、雇用が創出されています。
・ものづくり産業の活性化が図られ、先端技術産業の集積が進んでいます。

施策の方向

1 商業の活性化に向けた取組の推進

商店街が実施するイベントや環境整備など、市民や市外からの買い物客に親しまれ魅力ある商店街づくりを地域一体となって推進します。

2 創業支援と中小企業支援の充実

商工団体等と連携しながら、創業にチャレンジする方を支援します。また、中小企業のイノベーションを促進し、持続的な成長を図ります。

3 企業誘致の促進

幹線道路整備による交通アクセスの優位性等をいかした企業誘致を促進し、雇用の創出や持続可能な財政基盤の構築を図ります。

4 先端技術産業の推進

市内企業のロボット産業を始めとした先端技術産業への参入の促進に向けた支援や仕組みづくりを進めます。

安心して働くことができるまちの実現

目指す姿

多様な人材が、その経験や能力を十分に発揮し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図りながら、安心して働くことのできる環境が整備されています。

施策の方向

1 勤労者支援の充実

事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発するとともに、関係機関と連携しながら、勤労者に対する相談の場、スキルアップの機会などを提供します。また、市内企業の情報提供や人材のマッチング支援等を推進します。

2 勤労者の福利厚生支援

勤労者が安心して働くことのできる環境を整えるため、勤労者のニーズを把握し、関係機関との連携を行いながら、中小企業における福利厚生事業の充実など、必要な支援を行います。

43

まちづくりのビジョン4 「人が集い、交流し、新たな価値を生むまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向			
4	人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	5 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	① コンパクトなまちづくりの推進	② 市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進	③ 移動しやすい公共交通環境の整備	④ 安全で快適な住環境の整備

— 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進 —

目指す姿

- ・誰もが公共交通等を利用して快適に移動することができ、地域で暮らし、働き続けることができるまちが実現されています。
- ・空き家の発生が抑制されるとともに、市営住宅については、安全で快適な状態が保たれ、暮らしやすい住環境が形成されています。

施策の方向

1 コンパクトなまちづくりの推進

誰もが公共交通等を利用して快適に移動することができ、地域で暮らし、働き続けることができるまちを実現するため、鉄道駅周辺の都市機能の維持又は誘導を図るとともに、バス路線沿線など公共交通の利便性の高い地域に、居住や生活利便施設を緩やかに誘導します。

2 市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進

市内の道路ネットワークの充実を図るため、幹線道路を計画的に整備し、交通混雑の解消を進めます。また、日常生活の利便性・安全性を高めるため、生活道路の効果的な整備を推進します。

3 移動しやすい公共交通環境の整備

更なる移動環境の向上を図るため、路線バスの利便性向上を進めるとともに、路線バスを補完するコミュニティ交通導入を検討します。また、公共交通利用への転換を促進し、環境に優しい移動手段の普及啓発を推進します。

4 安全で快適な住環境の整備

様々な手段や機会を通じて、新たな空き家等の発生を抑制します。また、空き家等の状況把握に努め、管理不全な状況の改善・解消を推進するとともに、利用可能な空き家については、空き家バンクの活用を図り、空き家に起因する犯罪や災害等の未然防止に努めます。市営住宅については、厚木市市営住宅等長寿命化計画などに基づき、予防保全的な修繕や改善等を適正かつ効率的に実施することにより、施設の長寿命化を図ります。

44

まちづくりのビジョン4 「人が集い、交流し、新たな価値を生むまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向		
4	人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	6 観光の振興	① 広域観光の推進	② 観光資源の磨き上げの推進	③ 情報発信の充実
		7 シティプロモーションと定住促進	① シティプロモーションの推進	② 定住促進に向けた取組の推進	

—— 観光の振興 ——

目指す姿

- ・周辺自治体との連携により、広域観光の推進が図られ、多くの周遊客が訪れています。
- ・観光資源の効果的な発信により、国内外から多くの観光客が訪れています。

施策の方向

1 広域観光の推進

近隣市町村と連携し、広域観光プロモーションを実施するなど、広域観光の取組を推進します。

2 観光資源の磨き上げの推進

豊かな自然や温泉など既存の観光資源を活用した観光振興や新たな観光資源の発掘・磨き上げをするとともに、観光客の利便性の向上を図るため、自然と都市（都会）をつなぐ観光資源の再編さんを推進します。

3 情報発信の充実

必要な観光情報を的確に入手できるよう、SNSの活用による効果的な情報発信など、対象に応じて適切な媒体を通じた情報発信を行うとともに、観光のブランドイメージづくりを推進します。

—— シティプロモーションと定住促進 ——

目指す姿

- ・住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちが実現されています。
- ・市民が誇りや愛着を持てるまちが実現されています。
- ・バランスのとれた人口構成を確保しています。

施策の方向

1 シティプロモーションの推進

住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちづくりを、分野横断的に推進するとともに、市の魅力を広く伝えるため、対象に応じた効果的な情報発信を行います。

また、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口を増やし、より多様な人材が地域づくりに参画できる取組を推進します。東京オリンピック・パラリンピックを契機に、ニュージーランドのホストタウンとして、歴史や文化、教育などを始めとした幅広い分野での交流を通じて、将来につながるレガシーの創出を図ります。

※「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉

2 定住促進に向けた取組の推進

近居・多世代同居の推進による若年世帯の定住や保育士、看護職、介護職等の有資格者の転入を促進するなど、定住促進の取組を推進し、人口構成バランスの確保を図ります。

まちづくりのビジョン4 「人が集い、交流し、新たな価値を生むまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向		
4	人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	8 農業・林業・水産業の振興	① 農地有効利用の推進	② 地産地消の推進	③ 6次産業化の推進
			④ 鳥獣被害対策の強化	⑤ 林業への支援	⑥ 水産業の活性化

農業・林業・水産業の振興

目指す姿

- ・農業の担い手の育成や農地の有効活用が図られています。
- ・市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜水産物が提供され、地産地消が進んでいます。
- ・農業者が生産から加工・販売までを手掛ける付加価値の高い農業経営が進んでいます。
- ・鳥獣被害から農作物が守られています。
- ・持続的な森林資源の循環が図られています。
- ・アユ資源の安定確保が図られています。

施策の方向

1 農地有効利用の推進

持続的で環境に配慮した農業経営を支援するため、新たな担い手や認定農業者の育成を図るとともに、市民農園の運営や体験型農園を推進し、憩いと安らぎの場を提供します。

2 地産地消の推進

農畜産物の地産地消と消費者の利便性向上を推進するため、朝市、夕焼け市の内容の充実を図るとともに、直売所に関する情報発信を行い、農業と触れ合うことができる場を提供します。

3 6次産業化の推進

農業者等からの相談に応じて、関係機関と連携しながら、農畜産物の生産、販売、流通を促進するとともに、農畜産物の更なる付加価値向上を目指します。

4 鳥獣被害対策の強化

地域や関係団体と連携しながら、有害鳥獣による農作物被害を最小限に抑え、農業経営の安定化や生活被害を防止する対策を推進します。

5 林業への支援

人工林や林道等の計画的な整備や再生可能な森林資源である間伐材の有効活用や製品化等に関する取組を支援します。

6 水産業の活性化

相模川・中津川における漁業の生産性向上を目的として、アユの安定的な供給とアユを活用した地域の活性化を図ります。

46

まちづくりのビジョン5 「環境に優しく、自然と共生するまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向		
5	環境に優しく、自然と共生するまち	1 地球温暖化対策の推進	① 環境教育の普及と環境問題に対する意識啓発	② 再生可能エネルギーの導入推進	③ 温室効果ガスの排出抑制
		2 未来へつなげる循環型都市の実現	① 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化	② 事業系ごみの更なる減量化・資源化	③ 安定的なごみ処理体制の確立

地球温暖化対策の推進

目指す姿

地球温暖化に対する意識が高まり、家庭や学校、事業所などにおける省エネルギーが図られ、地球環境への負荷が低減しています。

施策の方向

1 環境教育の普及と環境問題に対する意識啓発

環境学習講座及び環境啓発イベントの実施や情報誌の発行等、環境教育の普及や環境問題についての意識啓発を図り、ライフスタイルの変革を促します。

2 再生可能エネルギーの導入推進

市内における太陽光発電システム設置等再生可能エネルギーの導入を進め、創エネ、省エネ、蓄エネの推進を図ります。

3 温室効果ガスの排出抑制

スマートハウスの推進や低公害収集車の導入等により、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。

未来へつなげる循環型都市の実現

目指す姿

ごみの適正排出に対する市民や事業者の意識が高まり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が進むことにより、ごみの減量化・資源化が進み、循環型都市が実現されています。

施策の方向

1 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化

自治会等と協働し、ごみの排出抑制や分別の徹底など、3Rの取組を進め、ごみの減量化・資源化を推進します。

2 事業系ごみの更なる減量化・資源化

事業系ごみの多量排出事業者及び不適正排出事業者に対し適正処理を求めるとともに、事業系ごみの排出抑制や資源化に取り組みます。また、特に食品廃棄物排出事業者における食品ロス削減に取り組みます。

3 安定的なごみ処理体制の確立

厚木愛甲環境施設組合による平時には緑地として市民の憩いの場、災害時には災害廃棄物一時保管場所としての機能を備える新たなごみ中間処理施設の整備を支援し、新施設稼働後の環境センター跡地の有効利用など、地域の実情に即したまちづくりを進めるとともに、将来に向けたごみと資源の安定的な処理体制の確立に取り組みます。

まちづくりのビジョン5 「環境に優しく、自然と共生するまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向	
5	環境に優しく、自然と共生するまち	3 自然との共生の推進	① 多様な自然環境・生物多様性の保全と活用	② 森林再生の推進
		4 緑豊かで美しいまちの実現	① 緑豊かな公園緑地の整備	② 環境美化の推進

自然との共生の推進

目指す姿

・人と自然の共生に向け、生物多様性への配慮が進められています。
・市民、事業者等との連携・協働により、生物の良好な生息環境の整備、森林や里地里山の保全・活用が行われています。

施策の方向

- 1 多様な自然環境・生物多様性の保全と活用**
「生物多様性あつぎ戦略」に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を計画的に推進するとともに、生物多様性の普及啓発を行います。
- 2 森林再生の推進**
枝打ちや徐間伐等、地域水源林エリアの森林整備を行うとともに、森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林愛護意識の向上を図ります。
また、里地里山保全等促進計画に基づき、里地里山の継続的な保全活動を通じて拠点のネットワークの形成を目指します。

緑豊かで美しいまちの実現

目指す姿

・憩いの場としての公園や緑地が整備され、良好な緑地空間の保全が図られています。
・歩行喫煙や落書き、ごみのポイ捨てなどのない、緑豊かで美しい生活環境が整備されています。

施策の方向

- 1 緑豊かな公園緑地の整備**
老朽化・機能低下している公園及び樹木により見通しの悪い公園等を、安心して過ごすことができる公園として改修するとともに、健康増進やバリアフリー化等の市民ニーズに対応した整備を行います。
- 2 環境美化の推進**
駅周辺的环境美化やマナー向上を図るため、市民や事業者との協働により、ポイ捨て防止や路上喫煙禁止に関する啓発活動を実施します。

48

まちづくりのビジョン5 「環境に優しく、自然と共生するまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向	
5	環境に優しく、自然と共生するまち	5 河川と共生するまちの実現	① 良好な河川環境の保全	② 親しみやすい河川環境の整備

河川と共生するまちの実現

目指す姿

・河川の水質保全が図られ、良好な河川環境が保たれています。
・安心して水と親しめる水辺空間が確保され、水辺と人との触れ合いが、より身近に感じられるようになっています。

施策の方向

- 1 良好な河川環境の保全**
生態系に配慮した河川環境の保全を行うとともに、事業効果を検証するため、水質調査や水生生物調査を実施します。また、河川の水質常時監視調査及び地下水調査や市内河川や水路等の水質調査及び工場や事業場の排水調査を実施します。
- 2 親しみやすい河川環境の整備**
親水広場の整備や河川を活用した環境学習を実施し、水辺と人が身近に触れ合うことができる、憩いと活動の場を提供します。

まちづくりのビジョン 6 「市民と共に確かな成長を創り出すまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向		
6	市民と共に確かな成長を創り出すまち	1 市民参加・市民協働の推進	① 市民協働の推進	② 地域コミュニティ活動の充実	③ 情報発信力の強化
		2 行財政改革の推進	① 行政改革の推進	② 健全な財政運営	③ 公共施設最適化の推進

市民参加・市民協働の推進

目指す姿

・市民協働が一層進み、地域課題の解決に向けた取組が進んでいます。
 ・必要な情報を必要な時に入手できるとともに、日常的にまちづくりへの市民参加の機会が得られることで、市民同士での議論が活発化し、市民の意見が市政に反映されています。

施策の方向

1 市民協働の推進

多様化する地域課題の解決に向け、ボランティア団体等の活動支援や担い手の育成等に取り組み、市民協働によるまちづくりを推進します。また、パブリックコメント等の市民参加手続を実施し、積極的な情報提供と市民ニーズの把握及び意見聴取機会を設けることで、まちづくりへの市民参加の推進を図ります。

2 地域コミュニティ活動の充実

地域のニーズに沿った活動支援、交流促進等を行います。また、地域コミュニティ活動の拠点となる施設の維持管理及び整備を支援し、市民が安心して集い、活動できる環境をつくります。

3 情報発信力の強化

広報紙、市ホームページ、デジタルサイネージ（電子掲示板）、SNSを活用し、必要な行政情報が届くよう、情報を発信します。また、利用者の目線に立った情報整理やアクセシビリティの強化を図ります。

行財政改革の推進

目指す姿

・市民ニーズの多様化や社会環境の変化に柔軟に対応した質の高い行政サービスの提供ができています。
 ・安定的な財政基盤に基づく持続可能な財政運営が図られています。

施策の方向

1 行政改革の推進

行政改革大綱に基づき、ICTの活用や官民連携を推進するなど、質の高い行政サービスの提供に向けた行政改革を推進します。

2 健全な財政運営

限られた財源を重点的かつ効果的に活用し、将来のまちづくりに向け投資を行うため、自主財源の確保や事業の選択と集中による安定的な財政運営を図ります。

3 公共施設最適化の推進

公共施設最適化基本計画に基づき、公共施設の老朽化対策として、計画的な長寿命化改修を行うとともに、公共施設の複合化などの適正配置を推進します。

50

まちづくりのビジョン 6 「市民と共に確かな成長を創り出すまち」

まちづくりのビジョン (基本政策)		基本施策	施策の方向	
6	市民と共に確かな成長を創り出すまち	3 都市間連携の推進	① 広域連携の推進	② 他都市との交流促進

都市間連携の推進

目指す姿

・近隣市町村と共通する行政課題の解決に向け、適切に対応することができる都市間連携の体制を確立しています。
 ・国内友好都市との都市間の交流が進み、友好親善が深まっています。

施策の方向

1 広域連携の推進

近隣市町村と共通する行政課題の解決に向け、都市間連携を推進し、市民サービスの向上を図ります。

2 他都市との交流促進

国内友好都市との連携を深めていくため、様々な分野で友好都市との交流を促進します。また、民間における交流を促進するため、市が主催する交流事業の実施のほか、民間団体による交流活動を支援します。

地区別計画について

52

地区別計画の策定

第1期基本計画では、各地区的現状や課題を明確化し、地区の個性や特性をいかしたまちづくりを進めるため、「地区別計画」を策定

- 計画期間 令和3年度～8年度（6年間）
- 地区区分 15地区

厚木北地区、厚木南地区、依知北地区、依知南地区
睦合北地区、睦合南地区、睦合西地区、荻野地区
小鮎地区、南毛利地区、南毛利南地区、玉川地区
相川地区、緑ヶ丘地区、森の里地区

地区別計画（厚木北地区）①

わたしたちの「文化や歴史を継承し、中心市街地としての
目指すまちの姿 活気に満ちた、安心して安全に暮らせるまち 厚木北」

地区の特徴

- 1 厚木北地区は、厚木南地区とともに本市の中心市街地を形成しており、商業・業務、行政などの多様な機能が集中しています。
- 2 三川合流点は市内最大のイベントである「あつぎ鮎まつり」大花火大会の会場となっているほか、地域住民の日常のレクリエーション等の場としても利用され、多くの人でにぎわいを見せています。

地区の現状

- 1 厚木北地区の人口は、22,959人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は12.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は67.7%、老年人口（65歳以上）の割合は20.2%となっています。市内15地区中、3番目に多い人口で、生産年齢人口の割合は市内で最も高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 本厚木駅東口周辺では図書館機能、科学館機能、市庁舎機能を中心とする複合施設の整備が進められています。

54

地区別計画（厚木北地区）②

わたしたちの「文化や歴史を継承し、中心市街地としての
目指すまちの姿 活気に満ちた、安心して安全に暮らせるまち 厚木北」

地区の課題

- 1 本厚木駅周辺は、更なる交流・にぎわいの創出を促進するとともに、安全で快適な歩行空間等の確保を図る必要があります。また、引き続き防犯・治安対策に取り組んでいく必要があります。
- 2 三川合流点を始めとした水辺環境については、市民が親しむ環境の保全・整備の推進とともに、新たな交流の創出など、市の魅力向上につながる活用が求められています。

主な施策の方向

- 1 中町第2-2地区に図書館機能、科学館機能、市庁舎機能を中心とする、行政機能や文化機能が集積した複合施設を整備するとともに、本厚木駅周辺の歩いて楽しい回遊性の高いまちづくりに取り組み、更なる交流・にぎわいの創出や、地域経済の活性化を図ります。
- 2 相模川や小鮎川、三川合流点などの自然環境の保全を促進するとともに、水辺に近接する市街地環境を生かしたふれあいの場の創出を推進します。

地区別計画（厚木南地区）①

わたしたちの「深い絆と助け合いの精神でつながりあう
目指すまちの姿 美しい自然と豊かな文化のまち 厚木南」

地区の特徴

- 1 厚木南地区は、厚木北地区とともに本市の中心市街地を形成しており、東側に相模川が流れ、河川敷にある旭町スポーツ広場周辺には、「ふれあい遊歩道」や「相模川ローズガーデン」が整備され、散歩コースなどとして市民の憩いの場となっています。
- 2 小正月（1月15日）の時期には、相模川沿いの広場で、どんど焼きが盛大に執り行われています。

地区の現状

- 1 厚木南地区の人口は、10,824人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は9.4%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は67.1%、老年人口（65歳以上）の割合は23.5%となっています。市内15地区で比較すると、年少人口及び老年人口は3番目に低い割合で、生産年齢人口は2番目に高い割合です。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 本厚木駅南口では、駅前広場の拡充や地下に市営自転車駐車場を備える地上22階建ての再開発ビルが整備され、交通結節点の機能強化と魅力ある駅周辺の顔づくりが図られています。

56

地区別計画（厚木南地区）②

わたしたちの「深い絆と助け合いの精神でつながりあう
目指すまちの姿 美しい自然と豊かな文化のまち 厚木南」

地区の課題

- 1 本厚木駅周辺は、更なる交流・にぎわいの創出を促進するとともに、安全で快適な歩行区間や自転車走行空間の確保を図る必要があります。
- 2 国道246号と交差する道路の混雑緩和を図る必要があります。
- 3 相模川については、市民が親しむ環境の保全・整備を一層推進する必要があります。また、洪水対策整備等、自然災害に備えた治水機能の向上を図る必要があります。

主な施策の方向

- 1 本厚木駅周辺の歩いて楽しい回遊性の高いまちづくりに取り組み、更なる交流・にぎわいの創出や、地域経済の活性化を図ります。
- 2 地区内の都市計画道路の整備を推進するとともに、交通混雑の解消に向けた交差点の改良など、交通環境の向上に取り組めます。
- 3 相模川の豊かな自然環境の保全と利活用を図り、自然と調和のとれたまちづくりに取り組めます。

地区別計画（依知北地区）①

わたしたちの「自然と歴史をいかし、新たな価値を生み出す
目指すまちの姿 人々がふれあう、心豊かな安心・安全のまち 依知北」

地区の特徴

- 1 依知北地区は、東に相模川、西に中津川が流れ、流域には一団の水田が広がり、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 あつぎ郷土博物館があり、本市の文化や歴史を伝える郷土文化の拠点として、市民を始め多くの方が訪れています。

地区の現状

- 1 依知北地区の人口は、18,147人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は11.6%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は62.2%、老年人口（65歳以上）の割合は26.2%となっています。総人口は市内15地区中5番目に多く、年齢3区分別の割合は、市全体とほぼ同じ割合となっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区を南北に国道129号が通り、南に厚木PAスマートインターチェンジが開通するなど、新たな交通結節点となっています。

58

地区別計画（依知北地区）②

わたしたちの「自然と歴史をいかし、新たな価値を生み出す
目指すまちの姿 人々がふれあう、心豊かな安心・安全のまち 依知北」

地区の課題

- 1 厚木PAスマートインターチェンジ周辺は、広域的な道路ネットワークをいかした計画的な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 2 地域の防災力強化や防災機能を備えた公園整備の計画を推進する必要があります。
- 3 公共交通の利便性が低い地域においては、バスサービスの確保や充実を図るとともに、路線バスを補完するような移動サービスの導入の検討が求められています。

主な施策の方向

- 1 広域な道路ネットワークをいかした土地利用を図り、既存産業の活性化と新たな企業の立地を促進します。
- 2 災害時の拠点となる防災機能を備えた公園の整備計画を推進します。
- 3 公共交通の利便性の低い地域での移動や、日常生活の移動に不便を感じている住民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。

地区別計画（依知南地区）①

わたしたちの「地域の絆・心の輪がつながり、笑顔で安心して暮らせる、目指すまちの姿 水と緑に囲まれた自然豊かなまち 依知南」

地区の特徴

- 1 依知南地区は、西に中津川、東に相模川が流れ、流域には一団の水田が広がり、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 相模川河川敷、スポーツ広場などが地域の憩いとレクリエーションの場となっています。

地区の現状

- 1 依知南地区の人口は、13,185人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は12.8%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は62.6%、老年人口（65歳以上）の割合は24.6%となっています。年少人口の割合は市全体（12.0%）よりも高くなっています。

[住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）]

- 2 地区の南北に国道129号が、東西に国道246号が通っており、また、圏央道の圏央厚木インターチェンジや厚木PAスマートインターチェンジ、県道42号（藤沢座間厚木）があるなど、新たな交通結節点となっています。

60

地区別計画（依知南地区）②

わたしたちの「地域の絆・心の輪がつながり、笑顔で安心して暮らせる、目指すまちの姿 水と緑に囲まれた自然豊かなまち 依知南」

地区の課題

- 1 公共交通の利便性が低い地域においては、バスサービスの確保や充実を図るとともに、路線バスを補完するような移動サービスの導入の検討が求められています。
- 2 地域の生活利便性確保のため、国道129号沿道等への商業施設立地を誘導する取組が求められています。
- 3 通勤、通学時間帯には、生活道路をう回路として通行する車両が多いため、児童・生徒を含めた歩行者の安全を確保する必要があります。

主な施策の方向

- 1 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域での移動や、日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- 2 歩行者の安全、自転車の通行に配慮した道路整備や、都市計画道路沿道への生活利便施設の立地促進など、地域の安全と生活利便性を確保する取組を推進します。

地区別計画（睦合北地区）①

わたしたちの「清流と緑を愛しみ、伝統を未来へつなぐ
目指すまちの姿 人々が協働し、思いやりにあふれるまち 睦合北」

地区の特徴

- 1 睦合北地区は、本市の北部に位置し、その北西には鳶尾山が控え、地区内を流れる中津川の流域に緑の多い風景が広がるなど、豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 地区内に設置されている中間育成施設で生産されたアユは、「相模の鮎」として「かながわブランド」に登録されています。

地区の現状

- 1 睦合北地区の人口は、10,288人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は11.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は61.5%、老年人口（65歳以上）の割合は27.4%となっています。老年人口の割合は市全体（25.8%）よりも高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区内には都市計画道路座間荻野線の整備が進められているほか、厚木秦野道路の整備が予定されています。

62

地区別計画（睦合北地区）②

わたしたちの「清流と緑を愛しみ、伝統を未来へつなぐ
目指すまちの姿 人々が協働し、思いやりにあふれるまち 睦合北」

地区の課題

- 1 公共交通の利便性が低い地域においては、バスサービスの確保や充実を図るとともに、路線バスを補完するような移動サービスの導入の検討が求められています。
- 2 地域の骨格となる道路ネットワークの整備を推進し、交通利便性の向上を図る必要があります。
- 3 農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手の確保、農業収益の拡大に向けた取組が求められています。

主な施策の方向

- 1 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域での移動や、日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- 2 農業等の担い手の確保、営農環境の維持・向上等に向け、行政、関係団体等が協働して取り組みます。

地区別計画（睦合南地区）①

わたしたちの「豊かな河川環境の中、人と人との絆を大切にし、
目指すまちの姿 みんなが生きがいを持って暮らせるまち 睦合南」

地区の特徴

- 1 睦合南地区は本市の東部に位置し、地区内を中津川、小鮎川及び荻野川が流れ、河川に親しむ環境に恵まれています。
- 2 地域ぐるみで子どもたちの安心・安全に取り組み、清水小学校、妻田小学校、睦合東中学校がインターナショナルセーフスクールの認証を取得しています。

地区の現状

- 1 睦合南地区の人口は、20,122人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は13.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は62.9%、老年人口（65歳以上）の割合は24.1%となっています。年少人口は市内15地区の中で3番目に高い割合です。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 土地区画整理により計画的な都市基盤の整備が進められた地区以外は、住・工混在や、住宅の密集が見られます。

64

地区別計画（睦合南地区）②

わたしたちの「豊かな河川環境の中、人と人との絆を大切にし、
目指すまちの姿 みんなが生きがいを持って暮らせるまち 睦合南」

地区の課題

- 1 通勤、通学時間帯には、生活道路をう回路として通行する車両が多いため、児童・生徒を含めた歩行者の安全を確保する必要があります。
- 2 国道246号を始めとした複数の幹線道路に接続している道路の混雑緩和を図る必要があります。
- 3 市民の憩いや活動の場として、良好な水辺の環境づくりを進める必要があります。

主な施策の方向

- 1 高規格幹線道路等へのアクセス性を高める道路整備を推進し、交通混雑の緩和や他地域への移動の円滑化に取り組むほか、歩行者の安全に配慮した道路整備を推進します。
- 2 中津川、小鮎川、荻野川の河川環境の保全と利活用を図り、生物多様性が保全され、自然と調和のとれたまちづくりに取り組みます。

地区別計画（睦合西地区）①

わたしたちの 「豊かな自然環境と快適な住環境が調和する
目指すまちの姿 夢のある明るく住みよいまち 睦合西」

地区の特徴

- 1 睦合西地区は、本市のほぼ中央に位置し、地区内を流れる小鮎川、荻野川の流域に緑豊かな風景が広がるなど、豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 相模人形芝居などの伝統芸能や、福伝寺、市指定天然記念物のカゴノキがある林神社など、古い歴史がある地域となっています。

地区の現状

- 1 睦合西地区の人口は、9,890人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は13.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は63.3%、老年人口（65歳以上）の割合は23.6%となっています。年少人口は、市内15地区で2番目に高い割合です。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区内には厚木秦野道路の整備が予定されています。

66

地区別計画（睦合西地区）②

わたしたちの 「豊かな自然環境と快適な住環境が調和する
目指すまちの姿 夢のある明るく住みよいまち 睦合西」

地区の課題

- 1 交通混雑の緩和など交通環境の整備に取り組む必要があります。
- 2 バランスの取れた人口構成としていくため、良好な住環境の維持・形成を図り、転入・定住を促していく取組が求められています。
- 3 農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手の確保、農業収益の拡大に向けた取組が求められています。

主な施策の方向

- 1 高規格幹線道路等へのアクセス性を高める道路整備を推進し、交通混雑の緩和や他地域への移動の円滑化に取り組みます。
- 2 河川沿いの豊かな自然環境や良好な住環境など、地区が持つ魅力の情報発信等に取り組み、定住促進を図ります。
- 3 農業の担い手の確保、営農環境の維持・向上等に向け、行政、関係団体等が協働して取り組みます。

地区別計画（荻野地区）①

わたしたちの 「人と人とのふれあいを大切にし、豊かな自然と共生する
目指すまちの姿 健康で活気あふれるまち 荻野」

地区の特徴

- 1 荻野地区は本市の北西部に位置し、丹沢山麓の樹林や荻野川などの河川に囲まれるなど、豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 豊かな自然環境を背景に、ほたるの里を守る取組や鳶尾山に桜を植える事業など、自然を後世に残す活動が盛んに実施されています。

地区の現状

- 1 荻野地区の人口は、25,633人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は12.2%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は58.7%、老年人口（65歳以上）の割合は29.1%となっています。市内15地区中、2番目に多い人口で、年少人口及び老年人口の割合は市全体よりも高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 荻野川周辺の既存市街地のほか、計画的に整備された大規模住宅地が形成されています。

68

地区別計画（荻野地区）②

わたしたちの 「人と人とのふれあいを大切にし、豊かな自然と共生する
目指すまちの姿 健康で活気あふれるまち 荻野」

地区の課題

- 1 高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、買い物等の日常生活や健康などへの不安が高まっているため、それらの不安の解消に取り組む必要があります。
- 2 路線バスサービスの確保や充実を図るとともに、公共交通の利便性が低い地域においては、路線バスサービスを補完するような取組の導入が求められています。
- 3 農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手の確保、農業収益の拡大に向けた取組が求められています。

主な施策の方向

- 1 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、コミュニティ交通の導入の取組を推進し、公共交通の利便性の低い地域での移動や、日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図ります。
- 2 農業の担い手の確保、営農環境の維持・向上等に向け、行政、関係団体等が協働して取り組みます。

地区別計画（小鮎地区）①

わたしたちの 「丹沢の豊かな恵みにあふれ、先人の教えを引き継ぎ、
目指すまちの姿 人々が助け合う心豊かなまち 小鮎」

地区の特徴

- 1 小鮎地区は、小鮎川に沿った丘陵地や、尼寺原台地からなり、周辺には広大な森林地域を有しています。
- 2 上古沢緑地や飯山白山森林公園、飯山温泉郷は市内外から訪れる人も多く、癒しの里としての特徴があります。

地区の現状

- 1 小鮎地区の人口は、14,023人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は10.2%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は58.1%、老年人口（65歳以上）の割合は31.7%となっています。老年人口の割合は市全体よりも高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区は、住宅地区、工場・流通企業などの産業地、農業地そして観光地に分かれています。

70

地区別計画（小鮎地区）②

わたしたちの 「丹沢の豊かな恵みにあふれ、先人の教えを引き継ぎ、
目指すまちの姿 人々が助け合う心豊かなまち 小鮎」

地区の課題

- 1 高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、買い物等の日常生活や健康などの不安が高まっているため、それらの不安の解消に取り組む必要があります。
- 2 高規格幹線道路等の整備の進展など、交通アクセスの利便性向上をいかし、観光客の更なる誘致を図る必要があります。
- 3 地域の芸能や文化を発展させるための取組が求められています。

主な施策の方向

- 1 交通利便性や生活利便性の向上に取り組み、良好な住環境の維持・向上を促進します。
- 2 豊かな自然をいかした森林散策などの取組や、地域の魅力である温泉資源を活用し、観光振興を図ります。
- 3 地域で育ててきた飯山白龍太鼓・白龍の舞など、地域に根付いた芸能や郷土文化、歴史を継承・発展するための取組を推進します。

地区別計画（南毛利地区）①

わたしたちの 「豊かな自然の中で、世代を超えて共に支え合う、
目指すまちの姿 地域の温かさを感じる安心で安全なまち 南毛利」

地区の特徴

- 1 南毛利地区は、玉川と恩曾川に沿って農地が広がり、高松山などの豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 ぼうさいの丘公園は広く市民に利用され、様々なイベントなどが開催されています。

地区の現状

- 1 南毛利地区の人口は、38,845人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は13.3%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は63.5%、老年人口（65歳以上）の割合は23.2%となっています。市内15地区中、最も人口が多く、年少人口の割合も市内で最も高くなっています。
[住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）]
- 2 毛利台地区など比較的早い時期に開発により整備された住宅地では、良好な住環境を形成していますが、少子高齢化が進んでいます。

72

地区別計画（南毛利地区）②

わたしたちの 「豊かな自然の中で、世代を超えて共に支え合う、
目指すまちの姿 地域の温かさを感じる安心で安全なまち 南毛利」

地区の課題

- 1 高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、買い物等の日常生活や健康などの不安が高まっているため、それらの不安の解消に取り組む必要があります。
- 2 公共交通の利便性が低い地域においては、バスサービスの確保や充実を図るとともに、路線バスを補完するような移動サービスの導入の検討が求められています。
- 3 地域の骨格となる道路ネットワークの整備を推進し、交通利便性の向上を図る必要があります。

主な施策の方向

- 1 高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に地域全体で支える体制の充実を図ります。
- 2 日常生活を支える道路網の整備や路線バスの輸送力等を強化し、住民の快適な移動環境の向上に取り組みます。

地区別計画（南毛利南地区）①

わたしたちの 「脈々と受け継がれた歴史と文化の中、
目指すまちの姿 世代を超えたふれあいと絆のあるまち 南毛利南」

地区の特徴

- 1 南毛利南地区は、愛甲石田駅を中心とした商店街や住宅が立ち並ぶ都市環境と、玉川沿いに広がる農地などの豊かな自然環境を併せ持っています。
- 2 関東地方の在銘最古級の石灯籠が奉納されている熊野神社や愛甲三郎季隆の墓碑と伝わる五輪塔のある宝積寺など、古い歴史のある地区です。

地区の現状

- 1 南毛利南地区の人口は、11,168人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は11.2%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は64.0%、老年人口（65歳以上）の割合は24.8%となっています。老年人口の割合は市全体（25.8%）よりも低く、生産年齢人口の割合は、市内で3番目に高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 愛甲石田駅は、通勤・通学などの交通の拠点となっており、乗降人員は年々増加しています。

74

地区別計画（南毛利南地区）②

わたしたちの 「脈々と受け継がれた歴史と文化の中、
目指すまちの姿 世代を超えたふれあいと絆のあるまち 南毛利南」

地区の課題

- 1 愛甲石田駅周辺の整備を進め、利便性を高めるとともに、安心・安全な住環境の確保に取り組む必要があります。
- 2 地区の周辺では、森の里東地区や酒井地区の土地区画整理事業が進んでおり、愛甲石田駅の利用者や周辺道路の交通量の増加への対応が求められています。
- 3 古くから地域に残る歴史や文化を次世代に継承するための取組が求められています。

主な施策の方向

- 1 魅力ある都市空間の形成のため、愛甲石田駅周辺の整備に向けた取組を推進するとともに、駅周辺の交通環境の改善を図ります。
- 2 愛甲石田駅やインターチェンジなどの立地的優位性をいかした、南部産業拠点の形成に向けた取組を推進します。
- 3 愛甲三郎季隆の伝承や愛甲ささら踊り盆唄保存会による「ささら踊り」など、古くから地域に残る郷土文化や歴史を継承・発展するための取組を推進します。

地区別計画（玉川地区）①

わたしたちの「先人が育んだ伝統と絆を次代へ引き継ぐ
目指すまちの姿 丹沢山麓の豊かな自然に恵まれたまち 玉川」

地区の特徴

- 1 玉川地区は、市の西部に位置し、丹沢山麓の豊かな自然環境に恵まれています。地区内には、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、小町緑地などがあり、緑豊かな里となっています。
- 2 厚木の重要な観光拠点である東丹沢七沢温泉郷を有し、周辺はハイキングコースとしても親しまれ、多くの方が立ち寄る地区です。

地区の現状

- 1 玉川地区の人口は、3,353人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は8.8%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は56.4%、老年人口（65歳以上）の割合は34.8%となっています。市内15地区中、最も人口が少ない地区で、年少人口の割合は市内で2番目に低く、老年人口の割合は市内で2番目に高い割合となっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区のほとんどが市街化調整区域となっており、大山山地・山麓部の山林が大半を占めています。

76

地区別計画（玉川地区）②

わたしたちの「先人が育んだ伝統と絆を次代へ引き継ぐ
目指すまちの姿 丹沢山麓の豊かな自然に恵まれたまち 玉川」

地区の課題

- 1 路線バスの輸送力・定時性・速達性などの機能強化を図るとともに、公共交通の利便性が低い地域においては、路線バスを補完するような移動サービス導入の検討が求められています。
- 2 高規格幹線道路等の整備の進展など、交通アクセスの利便性向上をいかし、東丹沢七沢温泉郷などへの観光客の更なる誘客を図る必要があります。

主な施策の方向

- 1 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域での移動や、日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- 2 豊かな自然環境や温泉のほか、森林散策の効果を活用する取組など、地域の観光資源を活用した観光振興を図るとともに、丹沢・大山地域の観光拠点として、広域観光圏の形成を推進します。

地区別計画（相川地区）①

わたしたちの 「伝統を受け継ぎ、明るい地域で人々が支え合う、
目指すまちの姿 豊かな自然に恵まれた南の玄関口のまち 相川」

地区の特徴

- 1 相川地区は市の南部に位置し、古くから大山道、八王子道、戸田の渡し等による水陸交通の要衝であり、市の南の玄関口として発展しています。
- 2 花・果物・野菜の栽培が盛んで、各方面から観光農園に多くの人々が訪れている地区です。

地区の現状

- 1 相川地区の人口は、14,241人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は12.3%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は63.2%、老年人口（65歳以上）の割合は24.5%となっています。老年人口の割合は市全体（25.8%）よりも低い割合となっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 新東名高速道路厚木南インターチェンジが開通し、酒井地区では、新たな産業拠点の創出に向け、土地区画整理事業が進められています。

78

地区別計画（相川地区）②

わたしたちの 「伝統を受け継ぎ、明るい地域で人々が支え合う、
目指すまちの姿 豊かな自然に恵まれた南の玄関口のまち 相川」

地区の課題

- 1 厚木インターチェンジから厚木南インターチェンジ周辺は、周辺環境との調和に配慮しながら、広域的な道路ネットワーク等をいかした計画的な土地利用を図る必要があります。
- 2 南部の農地を保全する取組とともに、果樹等を活用した観光農園の充実が求められています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手の確保、農業収益の拡大に向けた取組が求められています。

主な施策の方向

- 1 広域な道路ネットワークをいかした土地利用を図り、既存産業の活性化と新たな企業の立地を促進します。
- 2 道路などの基盤整備や生活利便施設の立地促進など、交通環境の向上と生活利便性を確保する取組を推進します。
- 3 効率的かつ安定的な営農を継続するために必要な取組を推進します。

地区別計画（緑ヶ丘地区）①

わたしたちの 「住民のふれあいや絆を深め、自然と調和する
目指すまちの姿 笑顔とあいさつがあふれるまち 緑ヶ丘」

地区の特徴

- 1 緑ヶ丘地区は市のほぼ中央に位置し、尼寺原台地に整備された住宅地が広がり、良好な住環境が形成されています。
- 2 地区の南部には工業地域があり、尼寺工業団地の一部を形成しており、多くの企業が立地しています。

地区の現状

- 1 緑ヶ丘地区の人口は、4,621人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は13.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は52.6%、老年人口（65歳以上）の割合は34.4%となっています。年少人口の割合は市全体（12.0%）よりも高く、市内15地区の中で4番目に高い割合です。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区内には、開発により整備された住宅地があり、良好な住環境を形成していますが、高齢化が進んでいます。

80

地区別計画（緑ヶ丘地区）②

わたしたちの 「住民のふれあいや絆を深め、自然と調和する
目指すまちの姿 笑顔とあいさつがあふれるまち 緑ヶ丘」

地区の課題

- 1 路線バスの輸送力・定時性・速達性などの機能強化を図るとともに、公共交通の利便性が低い地域においては、路線バスを補完するような移動サービス導入の検討が求められています。
- 2 高齢者人口の増加に伴い、高齢者が活動できる場の確保を始め、介護予防や生活支援の充実を図る必要があります。

主な施策の方向

- 1 路線バスの輸送力、定時性、速達性などの機能強化を図るほか、路線バスを補完する移動サービスの導入に向けた取組の検討を進めます。
- 2 行政、関係団体、ボランティアなどが一体となって、高齢者や子育て世帯に対する地域での福祉活動に取り組むとともに、地域福祉を支えるボランティアをサポートする取組を推進します。

地区別計画（森の里地区）①

わたしたちの「丹沢山麓に抱かれた良好な住環境の中
目指すまちの姿 地域の絆で支え合う安心・安全なまち 森の里」

地区の特徴

- 1 森の里地区は、開発により整備された良好な住宅地が広がり、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の教育機関が充実し、さらに、高度な研究開発を手掛ける大手企業の研究機関が立地しています。
- 2 地区では、住民が主体となって、交流の場の創出や高齢者の生活支援、子育て支援のボランティア活動など、地域ぐるみで様々な取組を行っています。

地区の現状

- 1 森の里地区の人口は、6,286人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は7.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は50.7%、老年人口（65歳以上）の割合は41.4%となっています。年少人口、生産年齢人口の割合は市内で最も低く、老年人口の割合は最も高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区の周辺では森の里東土地区画整理事業が実施され、企業誘致が進められており、都市計画道路厚木環状3号線の整備など、産業環境の充実が図られています。

82

地区別計画（森の里地区）②

わたしたちの「丹沢山麓に抱かれた良好な住環境の中
目指すまちの姿 地域の絆で支え合う安心・安全なまち 森の里」

地区の課題

- 1 良好で魅力的な住環境を維持し、各種施策により居住を誘導するとともに、新たな産業用地の創出を活かした定住促進の取組が求められています。
- 2 増加が見込まれる空き家の活用や適正管理に向けた取組が求められています。
- 3 地区の更なる利便性向上のため、公共交通機能の維持・強化が必要です。

主な施策の方向

- 1 産業地との近接性や、ゆとりある良好な住環境など、地区が持つ魅力の情報発信等に取り組み、定住促進を図ります。
- 2 良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、空き家化の予防に取り組みます。
- 3 路線バスの輸送力、定時制、速達性など、交通利便性の向上に向けた取組を推進します。